

藤沢市住宅都市地域コミュニティ調査委員会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成28年度住宅都市地域における持続可能なコミュニティの在り方の調査研究支援事業に係る留意事項第1の4の(1)に基づき、藤沢市住宅都市地域コミュニティ調査委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 一般財団法人地域活性化センター（以下「地域活性化センター」という。）が実施する平成28年度住宅都市地域における持続可能なコミュニティの在り方の調査研究支援事業に採択された住宅都市地域コミュニティ調査研究事業（以下「調査研究事業」という。）の実施に関して、学識経験者等からの専門的かつ多角的な助言を聴く機会を設けることにより、実効性のある調査・研究等を行うことを目的として委員会を設置する。

2 委員会の設置期間は、この要領の施行の日から平成29年2月28日までとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、調査研究事業の実施に関して、次に掲げる事項について助言する。

- (1) 超高齢化の進展及びコミュニティの希薄化に起因する地域課題に関すること。
- (2) 課題解決手法の検討及び実証・調査研究の方法に関すること。
- (3) 実証・調査研究の結果を踏まえた今後のコミュニティ及び住宅施策に関すること。
- (4) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織及び委員)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する者により組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体
- (3) 地域活性化センター役職員
- (4) 藤沢市職員
- (5) その他関係企業及び団体等

3 委員の任期は平成29年2月28日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(謝礼等)

第7条 委員会に出席した委員及び前条第2項に基づき出席した者には、1回の出席につき5,000円(所得税等を含む。)を謝礼として支給する。

2 委員が平成28年度住宅都市地域における持続可能なコミュニティの在り方の調査研究支援事業実施要項の第3の1の(2)に基づき、他の採択団体が実施する事業(以下「他団体事業」という。)へ出席するために旅行したときは、藤沢市職員の旅費に関する条例(昭和56年藤沢市条例第9号)の一般職の職員に準じて算出した額を旅費として支給する。

3 前2項の規定に関わらず、藤沢市職員、その他本来の職務の性質上、委員として委員会及び他団体事業に出席することが当然と認められる委員には、この要領による謝礼及び旅費は支給しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員会で協議し決定する。

附 則

この要領は、平成28年7月6日から施行する。